

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成27年8月20日（平成27年（行情）諮問第491号）及び平成28年7月4日（平成28年（行情）諮問第452号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行情）答申第617号及び同第623号）

事件名：「合意に係る日米合同委員会議事録」の不開示決定に関する件  
「合意に係る日米合同委員会議事録」の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成24年度（行情）答申第79号でいう開示すべきとされた「別紙に掲げる部分」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 不服申立人の主張の要旨

#### 1 不服申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年3月15日付け情報公開第00506号及び平成28年6月20日付け情報公開第01192号により外務大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 不服申立ての理由

（1）平成27年（行情）諮問第491号（以下「諮問第491号」という。）

平成24年度（行情）答申第79号（以下「前回答申」という。）で既に開示すべしとの答申が出ているのであるから、答申に従い開示すべきである。

（2）平成28年（行情）諮問第452号（以下「諮問第452号」という。）

不開示とされた文書についても、情報公開・個人情報保護審査会の答申に従い開示するべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）経緯

当省は、不服申立人が平成25年2月15日付け及び平成28年4月21日付けで行った開示請求「平成24年度（行情）答申第79号でい

う「9枚の行政文書」及び開示すべきとされた「別紙に掲げる部分」の全て。」について、「民事裁判管轄権に関する日米合同委員会合意関連文書」（以下「文書1」という。）及び「合意に係る日米合同委員会議事録」（以下「文書2」という。）を特定し、前者を開示、後者を不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、不服申立人は、一部（文書2）を不開示とする決定の一部取消しを求めて、本件不服申立てを行った。

## （2）理由

### ア 文書2について

文書2は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（以下「日米行政協定」という。）26条1に基づいて設置された合同委員会（以下「日米合同委員会」という。）における民事裁判管轄権に関する合意であり、日米合同委員会議事録の一部を構成している文書（英文）及びこれらを日本語に翻訳した文書である。

### イ 文書2を不開示とした理由について

文書2は、日米合同委員会議事録の一部を構成している文書（英文）及びこれらを日本語に翻訳した文書である。日米合同委員会では、そこでの協議等の内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関し協議を必要とする全ての事項に関して忌たんのない協議や意見交換を行っている。（日米地位協定のいわば前身たる日米行政協定についても同様。）かかる協議によって、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、このことは、在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要である。

また、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題には、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、在日米軍施設・区域が所在する地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が複雑に絡み合っているため、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

このような事情から、日米合同委員会の意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されている。仮に文書2が開示されることとなれば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあり、ひいては米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがある。

以上のように、文書2は、公表を前提としない協議の記録の一部を成す文書（英文）及びこれらを日本語に翻訳したものであり、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断したため、不開示とする決定を行ったものである（法5条3号）。

#### ウ 不服申立人の主張について

不服申立人は、「平成24年度（行情）答申第79号で既に開示すべしとの答申が出されているのであるから、答申に従い開示すべきである」（諮問第491号）及び「不開示とされた文書についても、情報公開・個人情報保護審査会の答申に従い開示すべきである」（諮問第452号）と主張している。

しかしながら、同答申を受けて、諮問庁は改めて米側と文書2の開示可否について協議しているが、現時点で米側から同意を得られておらず、開示するとの判断に至っていない。したがって、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、法5条3号に該当すると考えられることから、原処分は妥当なものである。

#### エ 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

### 2 補充理由説明書

本件各諮問につき、下記のとおり補足説明する。

なお、本説明は、情報公開・個人情報保護審査会が本件と同一の行政文書に係る情報公開請求案件において平成24年6月に発出した前回答申で指摘の点等について、理由説明書（上記1）を補足するものであり、本年3月、米側から諮問庁に対し、文書2の日本語部分（本件対象文書）の開示の可否についての米側の判断及び日米行政協定下で行われた日米合同委員会に係る文書（議事録及び関連文書）についての認識を伝達するレター並びにメールが提出されたこと等を契機として提出するものである。

#### （1）米側からのレター及びメールの内容

諮問庁は、本件の対応について日米間の協議を行う等、真摯に対応してきたところであるが、本年3月25日、米側から諮問庁に対し本件対象文書の開示の可否についての米側の判断及び日米行政協定下で行われた日米合同委員会に係る文書（議事録（minutes）及び関連文書（related documents））についての認識を伝達するレター並びにその内容を補足するメールが提出された。その内容は以下のとおり。

ア レター（在日米軍日米合同委員会事務局長発外務省日米地位協定室長宛て（3月25日付け））（別添1（略））（全文仮訳）

（ア）（パラグラフ1）この書簡は、1952年の日米行政協定及びそ

の後継の1960年の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）に基づいて日米合同委員会によって作成された議事録（minutes）及びその関連文書（related documents）は、開示の前に日米双方の同意を必要とするという日米両政府の共通認識を確認（confirm）するために記している。

- (イ) (パラグラフ2) 行政協定の下で行われた日米合同委員会に係る全ての事項は、日米地位協定に組み込まれており（incorporated）、日米合同委員会によって作成された全ての議事録及び関連文書は、日米両政府に關係する公式文書とみなされ、日米双方の同意無くして公表されない。
  - (ウ) (パラグラフ3) 米国は情報公開審査会により開示の対象（candidates）として特定された本件対象文書の開示に同意しない。
  - (エ) (パラグラフ4) 本件対象文書が公表不可であるという上記日米両政府の共通認識を情報公開審査会に説明するに当たり外務大臣の支援を求めたく、（大臣に）上記の点をお伝えいただけたら大変幸いである。
- イ レターの内容を補足するメール（在日米軍日米合同委員会事務局長発外務省日米地位協定室担当者宛て（3月25日付け））（別添2（略））（全文仮訳）
- (ア) (The United States Government considers で始まるパラグラフ) 米国政府は、日米双方の同意無しに公開されないものとして合同委員会の議事録と関連文書が同一の地位にあると見なしている。開示・不開示の判断に際し、今回の文書は（日米双方の合意無しに公開されない）議事録である。
  - (イ) (Matters addressed by で始まるパラグラフ) 合同委員会で扱われる事項は、日本を防衛するという米国の条約上の義務を実現する上で決定的に重要なものである。米軍は日米地位協定によって日本において活動している。合同委員会は、日米地位協定の解釈を行い、議事録及び関連文書を作成している。したがって、合同委員会の議事録及び関連文書は日本の防衛のために極めて重要な役割を果たすものである。
  - (ウ) (Please find an updated version で始まるパラグラフ) 検討のために（レターの）最新版を添付するので確認いただきたい（注：別添1（略）のレターが添付。）。日米間での議論に基づき、米国は、情報公開審査会によって開示の対象として特定された本件対象文書の開示に同意せず、日本国政府（及び必要に応じ外務大

臣) に対し、合同委員会の議事録及び関連文書に係る日米双方の共通認識に従って、審査会に対して必要な開示の撤回を求め、必要な説明を行うよう要請する。

(エ) (As for matters that で始まるパラグラフ) 米国政府の他の機関により開示されている件については、合同委員会の議事録及び関連文書を開示する権限は、ただ唯一合同委員会のみ (solely and only) に属している。もし米国政府の他の機関が誤ってこれらを開示したとしても、事前に合同委員会の承認が得られていなければ、当該開示は誤ったものである。日本政府の理解と支援に感謝する。

(注1) 米側からは、上記(1)イ(エ)における「米国政府の他の機関」が「米国の公文書館」を指す旨の説明があった。

(注2) なお、本件対象文書が行政協定下の日米合同委員会に係る議事録又は関連文書であることは、本件対象文書の冒頭に記されたクレジットからも明らかであり、日米両政府とも同一の見解である。

## (2) 原処分を維持することの妥当性について

前回答申では、処分庁が一部不開示決定を行った「文書2」に係る不開示情報該当性の判断の中で、日本語で記述された文書については開示すべきとの判断がなされた(「第5 審査会の判断の理由」「2 不開示情報該当性について」)。その判断の理由として指摘された主な事項及び当該指摘への諮問庁及び米側からの回答は以下ア及びイのとおり。

### ア 日米行政協定時代の不開示慣行に係る指摘

(前回答申)「諮問庁(注:外務省)は、補充理由説明において、日米合同委員会に係る文書(日米間の意見の交換や協議の内容及びそれらが記録されている文書)は、日米行政協定の時代からの慣行として、米側との間で合意が無い限り公表しないこととされていると説明をしているため、これに関し、諮問庁に具体的な説明を求めたものの、諮問庁からは、日米行政協定下の慣行を裏付ける説明や資料の提出等は何ら無かった。」

### (ア) 上記答申に対するこれまでの諮問庁の説明

① 日米行政協定の下で行われた日米合同委員会に係る文書(日米間の意見の交換や協議の内容及びそれらが記録されている文書)の公表の可否については、慣行により、双方の合意がなされない限り公表しないこととされていたが、それを明文で確認したものは発見されていない。行政協定に替わる日米地位協定が発効した以降は、1960年6月の第1回合同委員会において、合同委員会に係る文書は双方の合意ない限り公表しないことを明示的に合意したが、日米行政協定時代の慣行を明文化したものと考えられ

る。

- ② この点に関し、情報公開・個人情報保護審査会は、他の情報公開請求案件における平成20年1月22日の答申の中で、「昭和27年8月の日米合問委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされていると認められる」と述べており、上記①と整合的な考え方を示している。これは、行政協定下の日米合同委員会の協議内容も一般的に日米双方の合意がない限り公表されない性質のものであることが、同答申で認められたものとする。

(イ) 今般示された米側の認識（今般米側から提出されたレター及びメール）

米側も、今般諮問庁に送付越したレター及びメールにおいて、行政協定の下で行われた全ての日米合同委員会に係る事項は、日米地位協定に組み込まれており、行政協定及び日米地位協定に基づく日米合同委員会によって作成された議事録及び関連文書は日米両政府に係る公式文書とみなされ、開示の前に日米双方の同意を必要とする旨を述べている。これは、上記の①及び②にある諮問庁の考えと同様のものである。

イ 本件対象文書（文書2の日本語部分）の「議事録」該当性及び公表に当たっての日米合意の要否に係る指摘

（前回答申）「日本語で記述された合意文書（注：文書2の日本語部分）の一部には、質問に対する一致した見解という形で合意された内容が記載されていることが認められる。

そうすると、これらの各文書は、協議の結果、日米行政協定第18条に関して両国間で合意された内容が記載されているにすぎず、それ自体が日米合同委員会の議事録の一部であると認めるには足りず、しかも、その議事録の一部であったとしても米側との間で合意が無い限り公表しないこととされていることも確認できない。そして、民事裁判管轄権に関する合意事項（現に有効な分）の一部については、外務省ホームページにおいて公開されているところである。

以上によれば、これら各文書を公にしたとしても、我が国と米国との信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるとは言えないから、法5条3号に該当するとは認められず、開示すべきである。」

(ア) 上記答申に対するこれまでの諮問庁の説明

- ① 諮問庁は、これまで、本件対象文書は、日米合同委員会議事録の一部を構成している文書（英文）を日本語に翻訳した文書であり、日米合同委員会の議事録そのものである旨、また、日米合同

委員会の意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された関連文書）については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されている旨、理由説明書、補充理由説明書等において、情報公開・個人情報保護審査会に対して累次説明を重ねてきた。

- ② 上記のとおり、諮問庁としては、文書2の日本語部分は日米合同委員会の議事録そのものであるとの立場であるが、当該文書は50年以上も前に作成されたものであり、議事録であるか否かを含め、その文書の性質を明示的に記している資料は残されていない。
- ③ いずれにせよ、情報公開・個人情報保護審査会は、前回答申において、文書2の日本語部分は「議事録と認めるに足り」ないとしているが、「両国間で合意された内容が記載されている」文書である点については認めている。該当部分は、日米間の合意がない限り公表されないと諮問庁が主張してきている「意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）」に包含されると考えられる。
- ④ そして、英語であるか日本語であるかを問わず、「意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）」の全てについて、公開するためには事前の日米合意が必要であるとの慣行があったと考えられる点については、上記アのとおりである。また、米側も、日米地位協定の合意文書の開示については我々（米側）の同意が必要である旨、当方に対して、明示的に述べていたところである。
- ⑤ なお、前回答申中に、「民事裁判管轄権に関する合意事項（現に有効な分）の一部については、外務省ホームページにおいて公開されている（中略）。以上によれば、これら各文書を公にしたとしても、我が国と米国との信頼関係を損ない、今後、米側との間で怠たんのない協議を行えなくなるおそれがあるとは言えない」旨の指摘があるが、文書2の日本語部分（議事録）そのものを当省ホームページで公表しているわけではなく、「一部については、外務省ホームページにおいて公開されている」ことと議事録を公表することは異なり、公表について日米合意がなされていない文書2の各文書を公表しても米国との信頼関係を損なうおそれがあるとはいえない、とする当該答申の指摘は当たらないものとする。

(イ) 今般示された米側の認識（今般米側から提出されたレター及びメール）

- ① 今般提出されたレター及びメールにおいて、従来から諮問庁が説明してきた上記（２）イ（ア）①の認識が日米両政府の共通認識であることが正式に確認された。すなわち、同レター及びメールでは、議事録及び関連文書は同一の地位にあり、今回の開示において本件対象文書は議事録である、そしてその開示に当たっては日米双方の合意がない限り公表されないものである旨の米側の認識が示されている。
- ② そして、この点については、情報公開・個人情報保護審査会に対して必要な説明を行うよう日本政府（及び必要に応じ外務大臣）に対して要請をしている。
- ③ その上で、本件対象文書については、開示に同意しない旨の判断を下した旨が表明されている。その理由として、これら文書は日本の防衛のために極めて重要な役割を果たすものである旨が記載されている。

（ウ）結論

したがって、今般のレター及びメールにて、本件対象文書は議事録であり、同文書の開示には事前に日米両政府の合意が必要である旨が日米両政府の共通認識（合意事項）である旨が示され、さらに同文書の開示に同意しない旨の米側の判断が下されている。

にもかかわらず、仮に我が国が同文書を一方的に開示すれば、我が国と米国との信頼関係が損なわれることは明白であり、今後、米側との間で忌たんのない協議を実施できなくなるおそれがある。本件対象文書は法５条３号に該当し、原処分は妥当なものであり、原処分を維持することが適当である。

（３）前回答申における付言について

前回答申では、本論ではなく付言という形ではあるが、以下の指摘がなされた「第５ 審査会の判断の理由」「３ 付言」。

（前回答申）「諮問庁（注：当省）は、その不開示理由を日米双方の合意がないことのみでもって説明し、内容の如何に関わらず不開示を維持するとしているが、不開示の判断に当たり、日米間の協議が行われたとの説明はなされなかった。このような諮問庁の対応は、（中略）法の目的に照らすと不十分であるといわざるを得ない。（中略）今後、同様な開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、日米間の協議を行う等、諮問庁は開示に向けて最大限の努力をすることが望まれる。」

今般行われている不作為の異議申立ては新たな開示請求には該当しないと考えられるものの、諮問庁は、情報公開・個人情報保護審査会の指摘を誠実に受け止め、本件についての対応について日米間の協議を行う



等，真摯に対応してきている。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，平成27年（行情）諮問第491号及び平成28年（行情）諮問第452号を併合の上，調査審議を行った。

- |   |            |                                    |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成27年8月20日 | 諮問の受理（諮問第491号）                     |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                  |
| ③ | 同年9月1日     | 審議（同上）                             |
| ④ | 平成28年3月18日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上）                  |
| ⑤ | 同月29日      | 審議（同上）                             |
| ⑥ | 同年5月16日    | 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑦ | 同年7月4日     | 諮問の受理（諮問第452号）                     |
| ⑧ | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                  |
| ⑨ | 同月5日       | 諮問庁から補充理由説明書を收受（諮問第491号）           |
| ⑩ | 同月19日      | 審議（諮問第452号）                        |
| ⑪ | 同年8月4日     | 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）                |
| ⑫ | 同年12月9日    | 本件対象文書の見分及び審議（諮問第491号及び諮問第452号）    |
| ⑬ | 同月19日      | 諮問第491号及び諮問第452号の併合並びに審議           |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

- (1) 本件各開示請求は，いずれも，平成24年度（行情）答申第79号（前回答申）でいう「9枚の行政文書」及び開示すべきとされた「別紙に掲げる部分」の全ての開示を求めるものである。

処分庁は，「民事裁判管轄権に関する日米合同委員会合意関連文書」（文書1）及び「合意に係る日米合同委員会議事録」（文書2）を特定し，このうち文書1についてはその全部を開示し，文書2については法5条3号の不開示情報に該当するとして，その全部を不開示とする各一部開示決定を行った。

これに対し，不服申立人は，不開示部分の開示を求めているが，諮問庁は原処分を妥当としている。

- (2) 本件各開示請求は，上記(1)のとおり，前回答申において対象とされた文書の開示を求めるものであり，当審査会において文書1及び文書2を見分したところ，いずれも前回答申における対象文書と同一である

と認められる。

しかし、本件各開示請求に係る文書は、前回答申の「9枚の行政文書」及び開示すべきとされた「別紙に掲げる部分」であり、そのうち「9枚の行政文書」は全部開示されている文書1のことであるが、「別紙に掲げる部分」とは、前回答申の別紙によると、文書2のうち日本語で記述された各文書とされていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書2のうち日本語で記述された各文書（本件対象文書）の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において文書2を見分したところ、本件対象文書は、日本語で記述された10文書（77頁）で構成されていると認められる。

(2) 諮問庁は、本件対象文書の内容及びその不開示情報該当性につき、理由説明書において、以下のとおり、前回答申時と同様の説明をしている。

ア 文書2は、日米行政協定に基づいて設置された日米合同委員会における民事裁判管轄権に関する合意であり、日米合同委員会議事録の一部を構成している文書（英文）及びこれらを日本語に翻訳した文書である。同委員会では、そこでの協議等の内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関し協議を必要とする全ての事項に関して忌たんのない協議や意見交換を行っている。かかる協議によって、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、このことは、在日米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっている。

イ また、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題には、その性質上、日米両国の国家全体としての利害のみならず、在日米軍施設・区域が所在する地域社会の利害、日本国内の諸勢力の利害など様々な利害が複雑に絡み合っているため、公表を前提とした協議ではこのような複雑な利害関係の調整を図ることは極めて困難である。

ウ このような事情から、日米合同委員会の意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）については、日米双方の合意がない限り公表しないことが日米間で合意されており、仮に文書2が開示されることとなれば、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあり、ひいては米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがある。

エ 以上のように、文書2は、公表を前提としない協議の記録の一部をなす文書（英文）及びこれらを日本語に翻訳したものであり、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不

開示とする決定を行ったものである（法5条3号）。

(3) さらに、諮問庁は、補充理由説明書において、以下のとおり、補充して説明する。

ア 前回答申の付言において、今後、同様な開示請求がされた場合、その開示・不開示の判断に当たり、日米間の協議を行う等、諮問庁は開示に向けて最大限の努力をすることが望まれる旨の指摘がされたのを受け、本件の対応について、日米間の協議を行ったところ、米側から本件対象文書の開示の可否についての米側の判断及び日米行政協定下で行われた日米合同委員会に係る文書（議事録及び関連文書）についての認識を伝達するレター及びメール（以下「米側レター等」という。）が提出された。

イ 前回答申においては、日米行政協定時代の不開示慣行並びに本件対象文書の議事録該当性及び公表に当たっての日米合意の要否に係る指摘がされているが、当該指摘への諮問庁及び米側からの回答は以下のとおりである。

(ア) 日米行政協定時代の不開示慣行に係る指摘について

a 日米行政協定の下で行われた日米合同委員会に係る文書の公表の可否については、慣行により、双方の合意がなされない限り公表しないこととされていたが、それを明文で確認したものは発見されていないところ、行政協定に替わる日米地位協定が発効した以降は、第1回合同委員会において、合同委員会に係る文書は双方の合意ない限り公表しないことを明示的に合意しており、日米行政協定時代の慣行を明文化したものと考えられる。

b 米側も、米側レター等において、行政協定の下で行われた全ての日米合同委員会に係る事項は、日米地位協定に組み込まれており、行政協定及び日米地位協定に基づく日米合同委員会によって作成された議事録及び関連文書は日米両政府に係る公式文書とみなされ、開示の前に日米双方の同意を必要とする旨を述べており、これは、上記の諮問庁の考えと同様のものである。

(イ) 本件対象文書の議事録該当性及び公表に当たっての日米合意の要否に係る指摘について

a 諮問庁としては、本件対象文書は日米合同委員会の議事録そのものであるとの立場であるが、当該文書は50年以上も前に作成されたものであり、議事録であるか否かを含め、その文書の性質を明示的に記している資料は残されていないところ、本件対象文書は、日米間の合意がない限り公表されないと諮問庁が主張してきている「意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）」に包含されると考えられる。

- b そして、英語であるか日本語であるかを問わず、「意見の交換や協議の内容（及びそれが記録された文書）」の全てについて、公開するためには事前の日米合意が必要であるとの慣行があったと考えられる点については、上記（ア）のとおりであり、米側も、日米地位協定の合意文書の開示については我々（米側）の同意が必要である旨、当方に対して、明示的に述べていたところである。
  - c 米側レター等では、議事録及び関連文書は同一の地位にあり、今回の開示において本件対象文書は議事録である、そしてその開示に当たっては日米双方の合意がない限り公表されないものである旨の米側の認識が示され、その上で、本件対象文書については、開示に同意しない旨の判断を下した旨が表明されている。その理由として、これら文書は日本の防衛のために極めて重要な役割を果たすものである旨が記載されている。
  - d したがって、上記の米側の判断が下されているにもかかわらず、仮に我が国が同文書を一方的に開示すれば、我が国と米国との信頼関係が損なわれることは明白であり、今後、米側との間で忌たんのない協議を実施できなくなるおそれがあることから、本件対象文書は法5条3号に該当し、原処分は妥当なものである。
- (4) そこで、諮問庁及び米側が本件対象文書を日米合同委員会の議事録であるとする根拠について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、今回、改めて本件対象文書の原文に当たるとする文書（以下「提示文書」という。）について、本件対象文書の該当箇所との対応関係をも示しつつ、提示した。
- 当審査会において、本件対象文書と対比しながら、提示文書を確認したところ、当該提示文書は、いずれも、その内容及び体裁等から、日米合同委員会の議事録（英文）及びそれに添付された文書であり、かつ、本件対象文書は、当該提示文書の一部を日本語に翻訳したものと認められる。
- (5) 以上を前提に更に検討する。
- ア 前回答申においては、本件対象文書は、いずれも、日米行政協定下における日米合同委員会の合意文書であり、質問に対する一致した見解という形で合意された内容が記載されているが、それだけでは、当該文書が日米合同委員会の議事録の一部であると認めるに足りず、また、議事録の一部であったとしても、米側との間で合意がない限り公表しないこととされていることも確認できないこと等から、法5条3号に該当するとは認められないとして、開示すべきと判断したものである。
  - イ 今回、諮問庁から提示文書及び米側レター等が示されたことにより、

本件対象文書が日米合同委員会の議事録（英文）の一部を日本語に翻訳したものであることは認められるところ、本件対象文書が作成された経緯や目的等については、諮問庁も上記（３）イ（イ）a で説明するとおり、議事録であるか否かを含め、その文書の性質を明示的に記している資料は残されていないため、これだけをもって、直ちに、本件対象文書が日米合同委員会の日本文の議事録そのものであると断定することはできないが、少なくとも、日米合同委員会の議事の内容を記録したものであると認めることができる。

そうすると、日米行政協定下の日米合同委員会の議事録が、当時、米側との間で合意がない限り公表しないこととされていたことも、諮問庁が上記（３）イ（ア）a で説明するとおり、それを明文で確認したものは発見されていないことから、依然として不明のままであることは前回答申時と変わらないとはいえ、米側レター等において、米側も、本件対象文書を日米合同委員会の議事録と認識し、その上で、これら文書は日本の防衛のために極めて重要な役割を果たす趣旨の内容が記載されているとして、本件対象文書の開示には同意しない旨が表明されていることをも踏まえると、上記の米側の判断が下されているにもかかわらず、仮に我が国が同文書を一方的に開示すれば、我が国と米国との信頼関係が損なわれ、今後、米側との間で忌たんのない協議を実施できなくなるおそれがあるとする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとはいえず、これを首肯せざるを得ない。

ウ したがって、本件対象文書を公にすると、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることは否定できないことから、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法５条３号に該当するとして不開示とした各決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史